

# 令和3年度中山間直接支払制度の対象地域

## ■ 通常地域 ■

**特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法※、離島振興法の指定地域**

+ 棚田地域振興法に基づき申請された指定棚田地域のうち、**保全を図る棚田等**として位置づけられた農用地

※本県では半島振興法に基づき指定された地域はない。

## ■ 特認地域 ■

① **5法指定地域に地理的に接する農用地**（原則として、農林業センサスにおける農業集落の範囲内の農用地）

② **農林統計上の中山間地域**

※農林統計上の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。

上記①及び②の地域は、田1 / 100以上、畑、草地及び採草放牧地8度以上の傾斜の農用地のみを対象とする。

# 令和3年度中山間直接支払制度の対象地域

## 法指定地域の変更：過疎地域

「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月31日に失効となり、4月1日から「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」が施行され、下記地域が新しく対象地域に追加された。

市町	旧町
観音寺市	旧豊浜町
さぬき市	旧大川町、旧津田町
三豊市	旧詫間町

# 令和3年度中山間直接支払制度の対象地域

棚田地域振興法（R元年8月施行）に基づく地域

	市町	指定年月日	指定棚田地域	保全を図る棚田等
①	土庄町	R2.5.20	旧豊島村	唐櫃の棚田
②	小豆島町		旧池田町	中山千枚田
③	綾川町		旧羽床村、旧羽床上村、 旧西分村、旧山田村、旧 昭和村、旧粉所村	川原谷の棚田ほか 64の棚田
④	三木町	R2.6.16	旧田中村	小蓑の棚田
⑤	三豊市	R2.7.10	旧勝間村、旧比地二村、 旧二ノ宮村、旧麻村、旧 神田村、旧財田村、旧河 内村	鴨谷の棚田ほか6 1の棚田

# 令和3年度中山間直接支払制度の対象地域

棚田地域振興法（R元年8月施行）に基づく地域

	市町	指定年月日	指定棚田地域	保全を図る棚田等
⑥	まんのう町	R2.8.20	旧長炭村、旧造田村、旧美合村、旧神野村、旧吉野村、旧七箇村、旧十郷村	金剛院の棚田ほか44の棚田
⑦	高松市	R3.2.25	旧牟礼村、旧庵治村、旧前田村、旧十河村、旧東植田村、旧西植田村、旧浅野村、旧川東村、旧安原村、旧塩江村、旧安原上西村、旧池西村、旧由佐村、旧檀紙村、旧下笠居村	羽間の棚田ほか55の棚田

# 令和3年度中山間直接支払制度の対象地域

香川県の中山間地域及びこれに準ずる地域（令和3年4月）

